

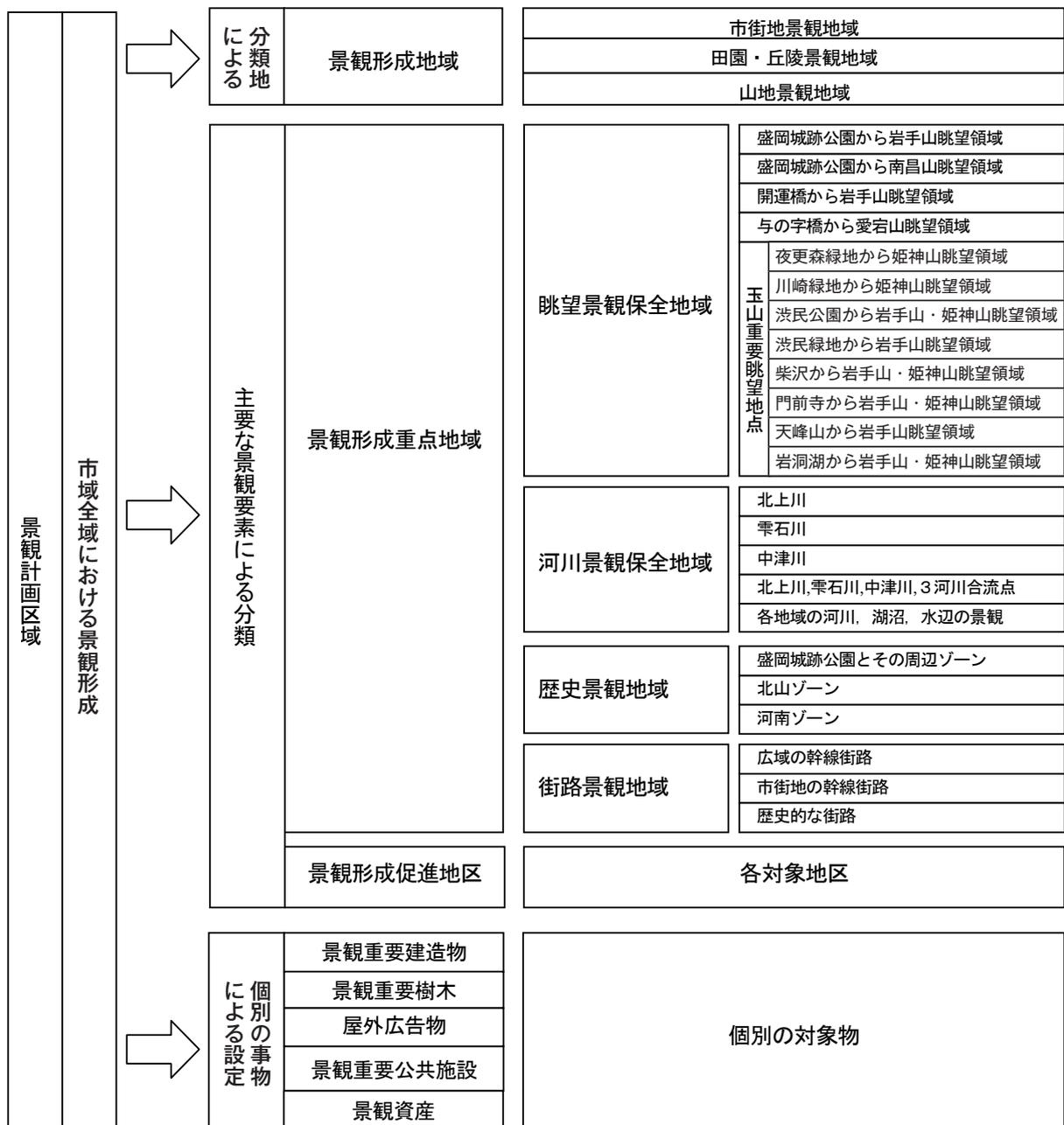
第Ⅱ章 盛岡の景観はみんなのもの

— 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針 —

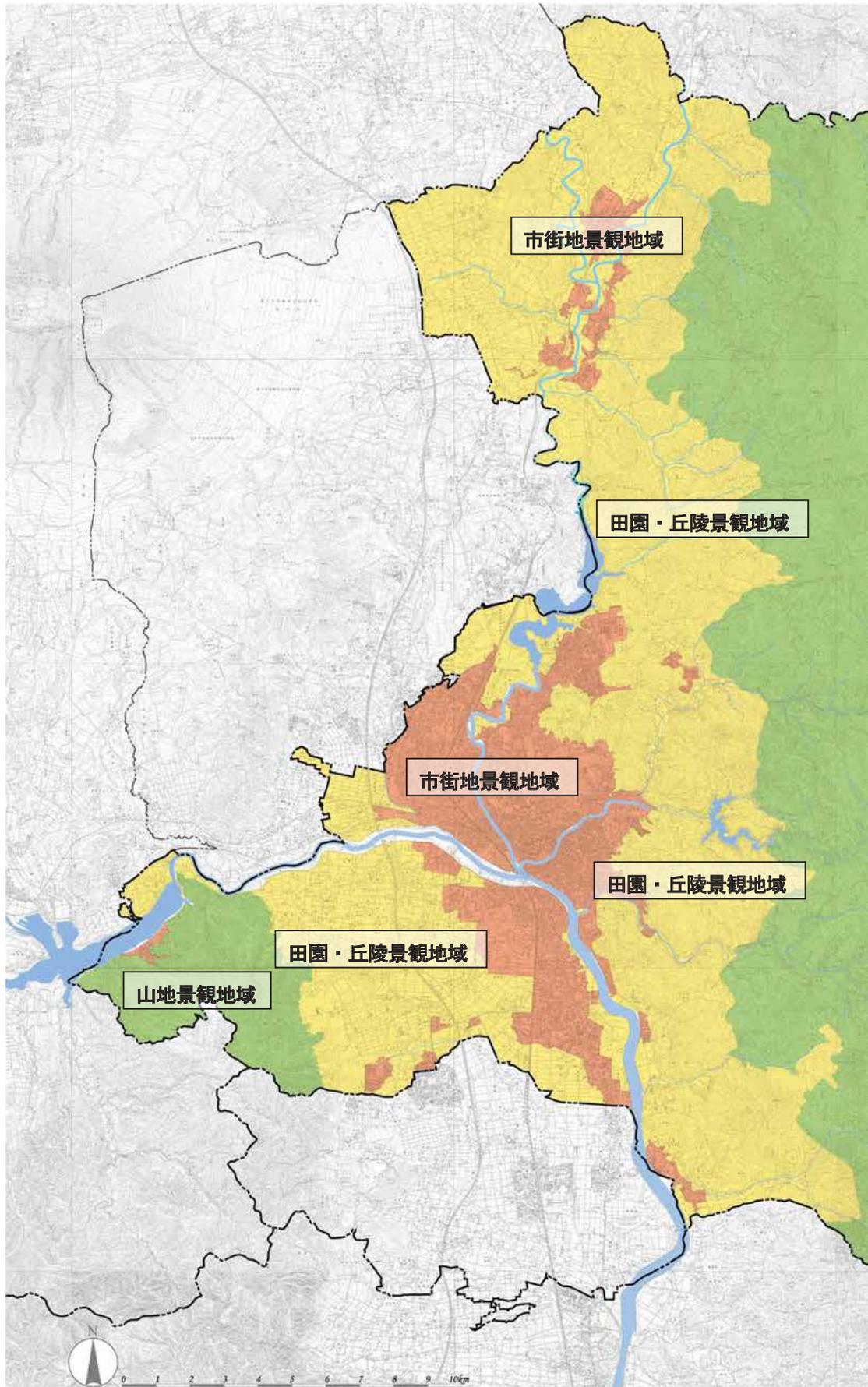
Ⅱ-1 景観形成に当たっての基本的な枠組み

景観計画区域は複雑な地形と多様な土地利用状況となっていますが、地域毎の特質に沿った景観形成を図ることが重要となるため、基本的な枠組みとして地勢や構造を類型別に整理した上で、計画地域内を分類し、それぞれに景観要素の特徴別の区分、景観形成の方針を設定し景観の誘導を図っていきます。

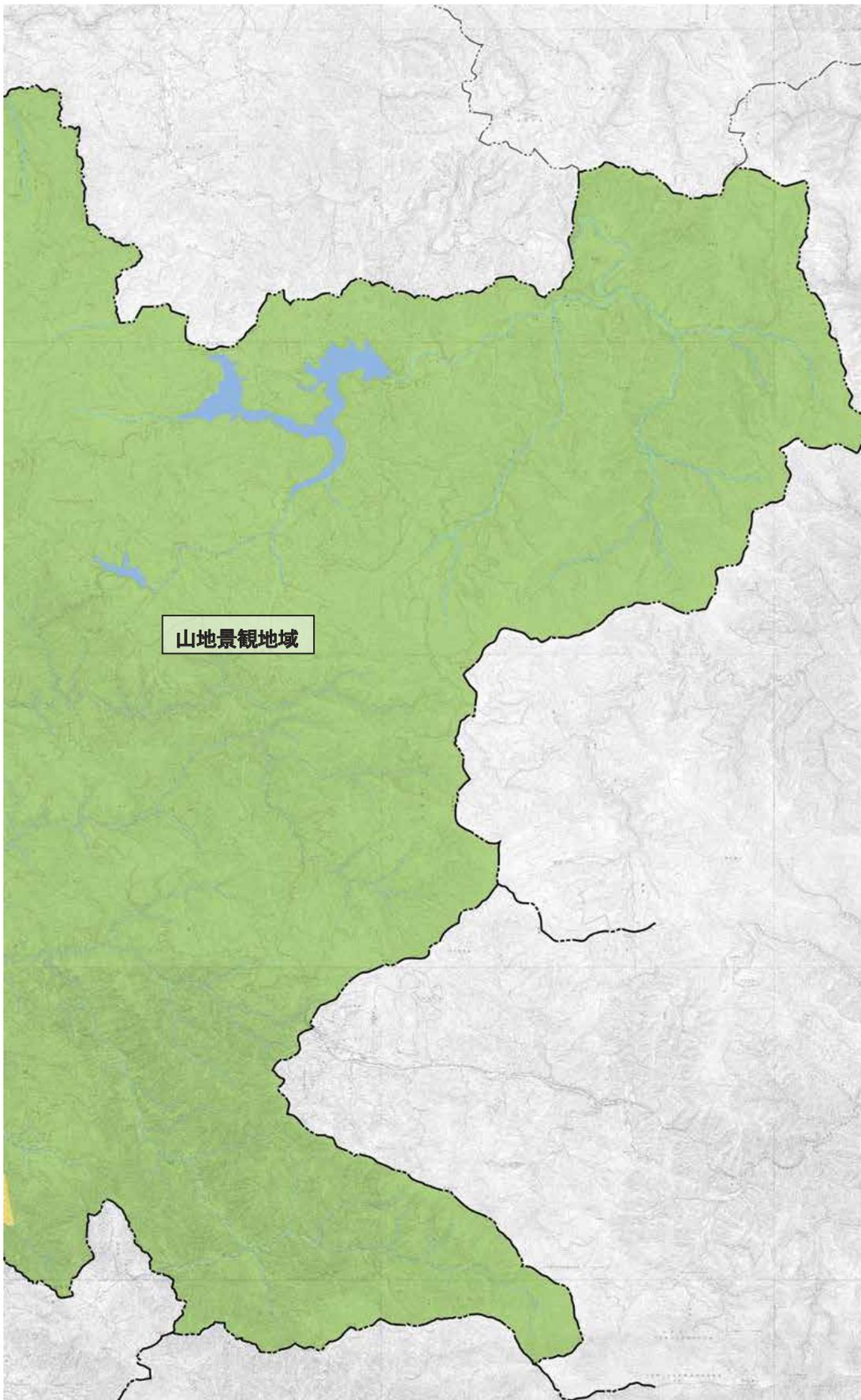
Ⅱ-2 景観類型区分と構成



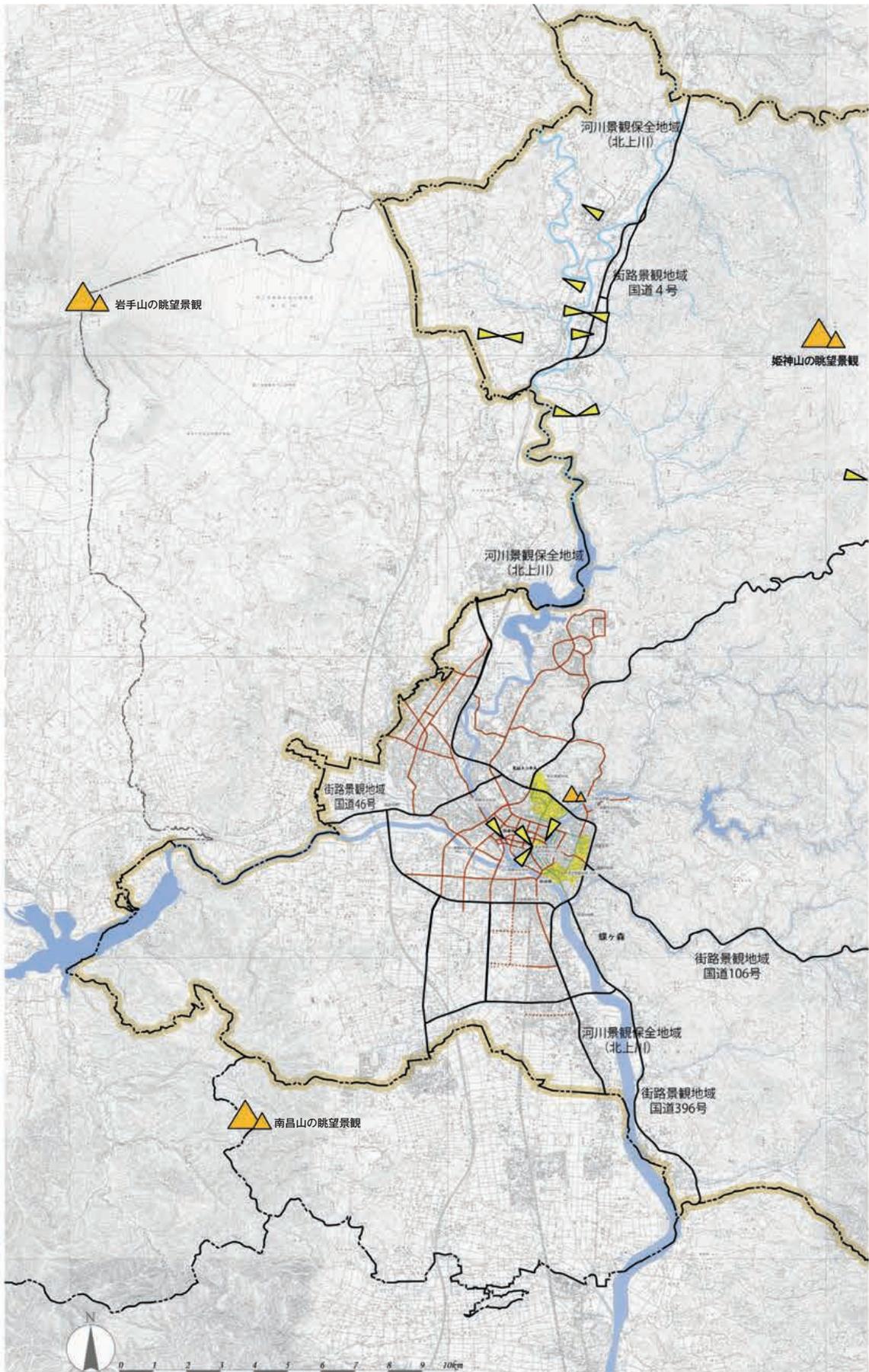
全体図 観計画区域／景観形成地域の区域区分



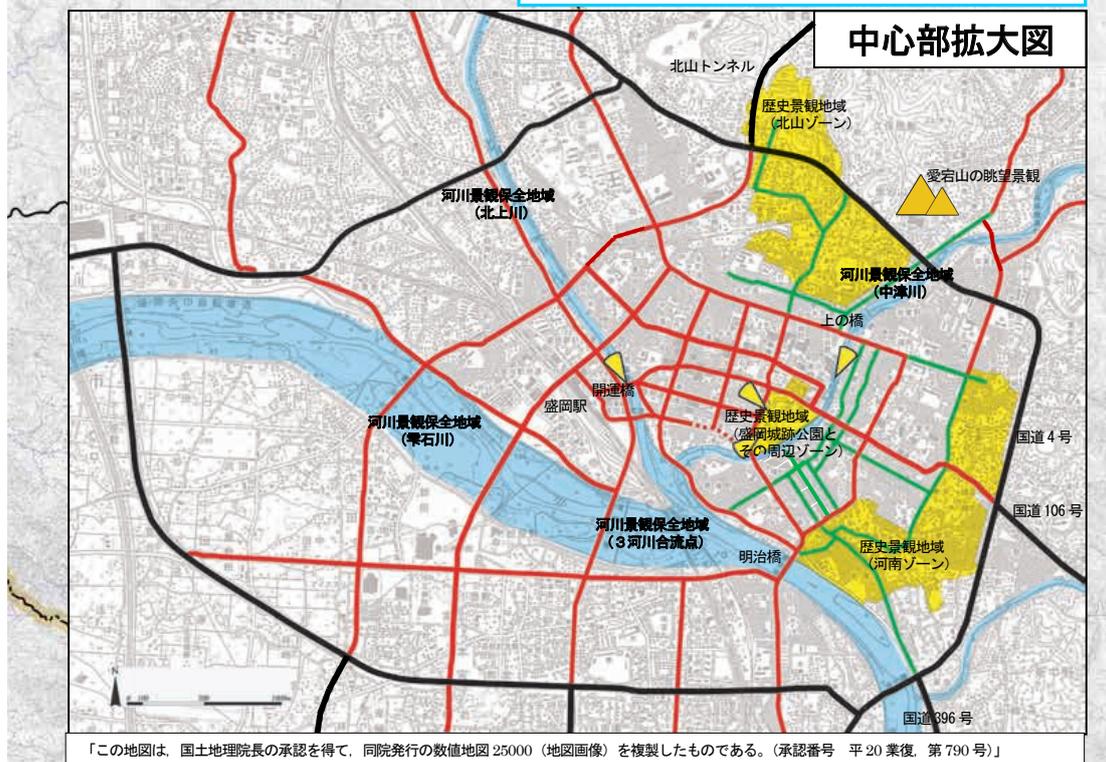
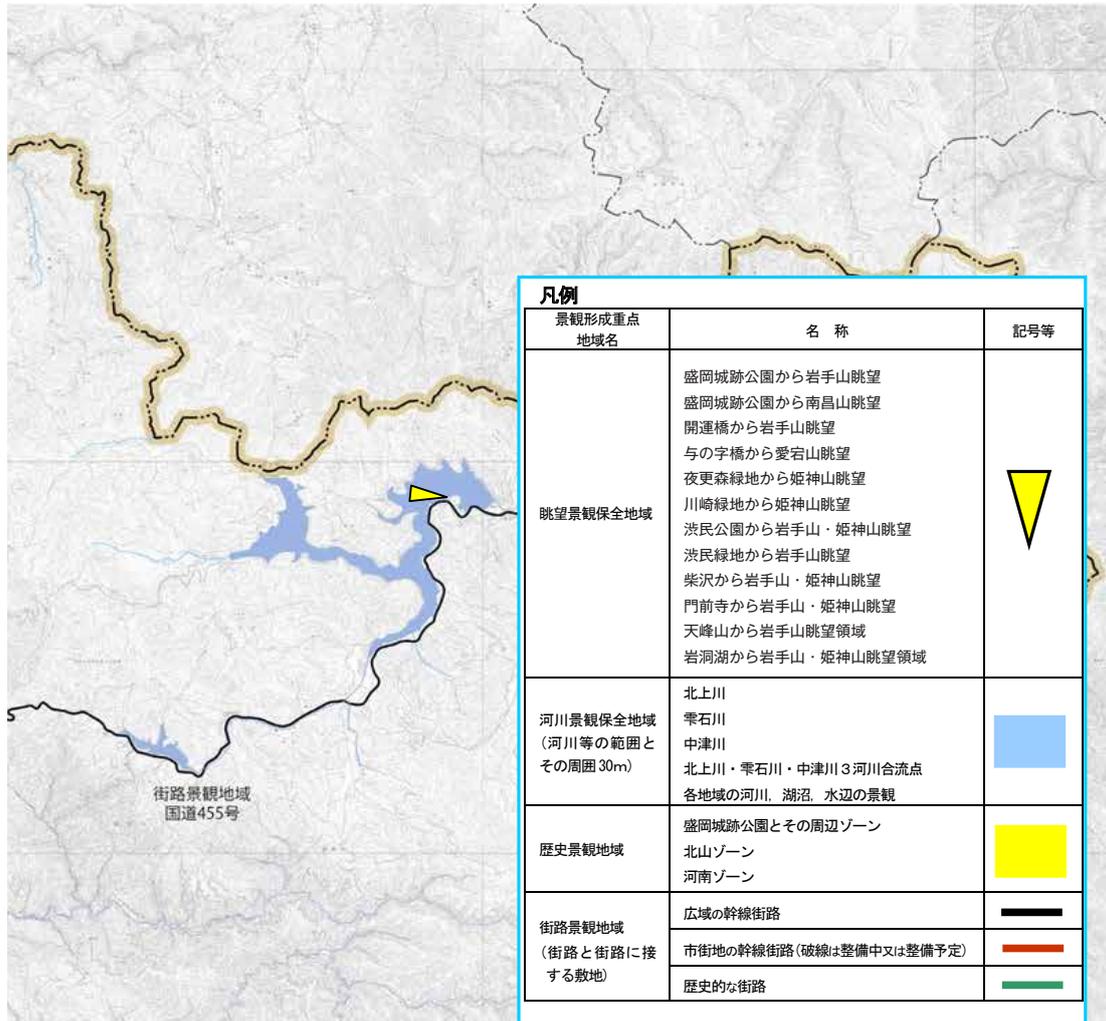
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 20 業復，第 790 号）」



全体図：景観形成重点地域



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 20 業復 第 790 号）」



「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図 25000（地図画像）を複製したものである。（承認番号 平 20 業復 第 790 号）」

Ⅱ－３ 景観形成地域の配置と地域構成の考え方

景観形成地域は、景観計画区域内を地域特性に沿って分類し地域設定します。

市街地景観地域は主に市中心部の商業地及びその周辺の住宅地から成り、商業地では華やかさや賑わいがあり、住宅地では落ち着きと緑の潤いある良好な景観が形成されています。

田園・丘陵景観地域は主に市街地景観地域の周辺に位置し、平坦地の農用地や丘陵地の樹園地及び農家などとして利用されている地域で、のどかな田園風景や四季の彩りを感じさせる自然景観を醸し出しています。山地景観地域は、主に市東西の山地で、自然環境が保全され雄大で良好な自然景観が創出されている地域です。これらの景観形成地域ごとの景観的特徴を守り、創り、育てていくことを目的とし、景観形成の誘導を図ります。

各景観形成地域の景観的特徴と景観形成の方向性は以下のとおりです。

Ⅱ－３－１ 市街地景観地域

(1) 特徴

市街地のほぼ中心を流れる河川の水と緑が都市に潤いと優しさを醸し出しているとともに、市街地から周辺の山並みを見ることができ、四季を身近に感じることが出来ます。盛岡駅から東にのびる大通りや菜園などの商業地では、中高層の建築物などで華やかさと賑わいのある空間がまち並みを形成しています。加賀野や天神町などの住宅地においては日常生活の場として落ち着きのある閑静なまち並み景観が多く形成されていますし、松園などでは、住宅の前面に生け垣や植栽の配置や街路樹整備により緑豊かで良好な景観が形成されています。盛岡駅西口地区では、地区計画によるまちづくりの誘導が行われており、景観的にも近代的で落ちつきのあるビルが多くなってきています。

範囲の設定は、都市計画法による市街化区域及びその周辺の既存集落や計画的に市街地を誘導する区域とします。

(2) 景観形成の方向性

①市街地全体

- ・市街地からの山並みの眺望を意識した建築物の誘導を行います。
- ・市街地を流れる河川の保全を図るとともに、河川を意識した建築物の誘導を行います。
- ・周囲のまち並みと調和した景観形成の誘導を行います。
- ・周辺への影響の大きい色彩などの形態意匠の誘導を行います。
- ・建築物などの周辺への圧迫感を軽減するゆとりの形成を誘導します。
- ・まちの中の緑の景観の向上を目指します。
- ・城下町の名残をとどめるまち並みでは、歴史的まち並みに調和した景観誘導を図ります。
- ・大規模な建築物などの周囲に与える影響を配慮した景観誘導を行います。

②中心市街地（①市街地全体に追加）

- ・中心商業地に建設する建築物は、まち並みのまとまりを形成するなど、歩いて楽しいまちづくりへの景観誘導を図ります。
- ・盛岡城跡周辺や歴史的城下町の名残をとどめるまち並みでは、歴史的まち並みに調和した景観誘導を図ります。
- ・植栽や建築物の配置により、建築物の圧迫感の軽減を図ります。
- ・良好な屋外広告物の誘導を図り、賑わいのあるまちづくりの景観誘導を行います。

③盛岡駅西口地区・盛岡南地区（①市街地全体に追加）

- ・ゆとりのある建築物などの配置を誘導し、歩きたくなるまちを創出します。
- ・色彩などの形態意匠の誘導を図り、周辺の環境と調和した魅力あるまち並みを創出します。
- ・商業地では、連続するビルの共通性を図り、まち並みの連続性を誘導します。
- ・住宅地において、敷地周辺の緑化を推進し潤いのあるまち並みを創出します。
- ・良好な屋外広告物の誘導を図り、魅力あるまち並みを創出します。
- ・地区ごとに決定されている地区計画に沿った景観形成を図ります。



魅力あるまち並みの工夫



地域住民の活動により植栽された花壇

Ⅱ－3－2 田園・丘陵景観地域

(1) 特徴

田園・丘陵景観地域は、農地ではのどかな田園風景や、丘陵地では四季の彩りを感じさせる自然景観を醸し出しています。玉山地域生出などの緑豊かな田園と、点在する農家や農村の建築物の形態意匠や建築物周囲の防風林や緑化などが、懐かしさを感じさせる景観として特徴づけられています。丘陵地では、緑豊かで落ち着きと心休まる風景を演出しています。

範囲の設定は、都市計画法による市街化調整区域のうち、農村集落を含む主として一団の農用地として利用する区域とします。

(2) 景観形成の方向性

①農村集落

- ・農村集落のまとまりを意識した建築物の誘導を図ります。
- ・田園と調和した農村景観の継承を推進するため、周囲の自然的な景観に溶け込ませるような形態意匠の誘導を図ります。

②農地

- ・緑豊かな自然と田園地域の良さを活かした景観の保全を図ります。

③丘陵地

- ・市街地からの眺望を意識した、自然性豊かな景観との調和を図ります。
- ・建築物などの建設を行う際の、色彩などの形態意匠の誘導を行います。
- ・優れた緑地景観を確保するため、樹木の維持・保全に努めます。



穏やかな田園風景



まちを包みこむ丘陵地

Ⅱ－3－3 山地景観地域

(1) 特徴

市域の東西に位置し、緑に覆われた雄大な自然景観がほぼそのまま現存している地域です。山間部では根田茂や藪川などに集落が点在し、東部山間地には、岩洞湖や外山ダムなどの潤いある水辺空間が創出されています。

範囲の設定は、都市計画法による市街化調整区域及び都市計画区域外の、主に本市の東部に見られる山村集落とその周辺に広がる農用地及び市の東西の森林の持つ諸機能を活用しつつ自然環境を保全する区域とします。

(2) 景観形成の方向性

東部の北上高地や西部の箱ヶ森周辺の緑豊かな森林は、本市の良好な自然環境を創出する源泉であり、市周辺部の山並み景観を形づくる地域です。この自然景観を保全するとともに、山間部に点在する山村集落やその周囲に広がる農地で構成される景観の調和に努めます。



レクリエーションの場ともなる山地



市街地の遠景としての山地

Ⅱ－４ 景観形成重点地域の配置と地域構成の考え方

景観形成重点地域は、景観計画区域の中でも盛岡における主要な景観要素を分類し地域設定しています。眺望景観保全地域は市内の主要な視点場からの岩手山などの眺望を確保する地域を設定し、ふるさとを象徴する山並みが盛岡固有の景観であり、私たち市民にとってかけがえのない心象風景であることを景観形成においても大切にします。

河川景観保全地域は北上川、雫石川、中津川などの河川を対象とし、市内各所を貫流しながらまちの中に美しい自然景観を織り込む河川の良い景観を保全します。

歴史景観地域は盛岡城跡公園、北山、河南地域などを対象に、城下町としての成り立ちを感じさせる盛岡らしい景観を貴重な地域ブランドとして維持保全します。

街路景観地域は、主要幹線街路や歴史的街路などそれぞれに特徴があり、日常的に利用する公共空間として重要な景観要素であることを配慮し景観誘導します。

これら盛岡らしい景観要素を重点的に守り、創り、育てていくことを目的とし、良好な景観誘導を図ります。

各景観形成重点地域の景観的特徴と景観形成の方向性は以下のとおりです。

Ⅱ－４－１ 眺望景観保全地域

(1) 特徴

岩手山の眺望は多くの市民にとってふるさとを象徴し、盛岡らしさを代表する景観となっており、姫神山の眺望は玉山地域を代表する詩情豊かな風景となっています。また、市街地からの山並み眺望の形成過程は、盛岡城と共に形成された城下の町割りを起源としており、昔ながらの町すじでは、周囲の特徴的な山の見通し景（ヴィスタ）が印象的な場所も多く存在しています。

さらに、市街地を囲む丘陵山地は気候の変化、季節の移ろいを身近に感じさせると共に、市民の心象に残る風景となっています。

(2) 景観形成の方向性

- ・盛岡らしさを代表する景観として、これまで保全誘導してきた盛岡城跡公園から岩手山と南昌山及び開運橋からの岩手山の眺望を確保していきます。
- ・身近な丘陵景観として、これまで保全誘導してきた与の字橋から中津川を通して愛宕山の眺望を確保していきます。
- ・玉山地域を代表する丘陵地や農村地帯からの山並みの景観は、生活する方にとって快適さや思い出が形成される地域に密着した視点場であることから、岩手山と姫神山の眺望を確保していきます。
- ・各地域で親しまれている丘陵山地景観として、岩手山、姫神山、南昌山及び岩山等を望見する主要な視点場を市民との合意形成のもとに設定し、その眺望を確保していきます。



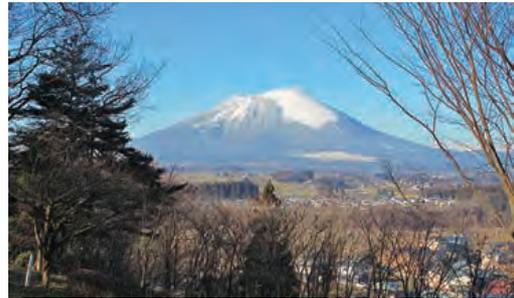
盛岡城跡公園二の丸からの岩手山眺望



盛岡城跡公園二の丸からの南昌山眺望



開運橋からの岩手山眺望



渋民緑地（愛宕山）からの岩手山眺望



門前寺からの姫神山眺望



柴沢からの姫神山眺望

II-4-2 河川景観保全地域

(1) 特徴

市街地を流れる河川は、河川敷の樹木や草花、季節により鮭の遡上や白鳥が飛来するなど、まちに自然の潤いや四季の彩りを映し出し、河川敷の広がりや都市空間に開放感を与え、石組みの護岸などにより落ち着いた景観を醸し出しています。また、河川に沿った道や橋のたもとは、河川によって広がった視界から、河川自体の眺めや周囲の山並みの眺望が確保され、特に橋のたもとは、まちと川の交差する場所でもあり、また人々が行き交う出会いの場でもあるため独特な親しみを感じさせる景観的特徴を持っています。さらに、これら市内を流れる北上川、雫石川、中津川、その他の河川は、それぞれの環境形態、水量、規模などに個性的な特徴を持っています。

(2) 景観形成の方向性

- ・河川対岸から眺めたとき、河川敷、護岸、川沿いのまち並みを一体ととらえ、河川空間によって生じる視界の広がり確保するため、川に沿って立つ建築物などにより河川景観に圧迫感を与えないよう、形態意匠、高さなどの誘導を行います。
- ・川通しの山並み眺望確保を景観誘導します。
- ・河川敷の自然を保持し親水性を高める為の景観的配慮を誘導します。
- ・橋の欄干、橋脚、照明及び護岸のデザインや素材が河川景観と調和するような整備を推奨します。
- ・橋のたもとは、親しみのある空間や眺望点として整備するよう支援誘導します。
- ・各地域の河川、湖沼、水辺の景観は、その場所に調和した景観形成に心がけます。
- ・北上川は穏やかな風景が続く田園地帯から高層建築物の立ち並ぶ中心市街地など様々な表情を見せる市全域を南北に貫流し、豊かな水量と河川敷の空間的広がりがのびやかな景観を形成しています、また、河川を通して望む岩手山や姫神山などの雄大な眺めは、私たち市民にとって貴重なふるさとの記憶にも深く結びついていることから、河川景観を都市空間の骨格として、市街地と河川敷や護岸との調和を大切にしたい景観を目指します。
- ・雫石川は自然豊かな市街地近郊から新たに開発の進む市街地を東西に流下し、広い川幅と木々の多い河川敷が特徴的であるため、近代的な市街地に豊かな自然を織り込む河川景観を目指します。
- ・中津川は自然を身近に感じさせる東部丘陵地から周囲に歴史的風情を残すまちや橋を背景に流れ、河川の形態規模が接する人々にとってきわめて親和的であり、河川敷も市民に愛着を持って様々に利用されているため、川が市民共通の庭としての役割を担い、まちと川の自然が調和し柔らかで一体感のある景観が醸成されることを目指します。



盛岡の中心部を流れる北上川



市民に親しまれている中津川

Ⅱ－４－３ 歴史景観地域

(1) 特徴

盛岡城跡公園は、石垣、樹木、池、中津川などが一体となって、盛岡を代表する歴史景観であり、二の丸からの岩手山眺望は盛岡を象徴する景観となっており、お城を中心とした城下町としてのまちの成り立ちが、景観に落ち着きと風格を醸し出しています。地域の景観的特徴としては、北山や河南地域周辺の寺院群は、寺社建築、塀、樹木などが一体となって伝統的な風情を感じることができ、紺屋町界隈や鉾屋町界隈は、伝統的な佇まいを残す町家や商家などが、盛岡の暮らしを今に伝えるまち並み景観として貴重な地域ブランドとなっています。さらに、地域に残る歴史的資産は、伝統文化との結びつきも強く、地域固有の景観を支えています。

(2) 景観形成の方向性

- ・盛岡城跡公園は周辺部を含め、お城の石垣や堀、歴史的建造物などの景観をまちづくりの重要な資源と位置づけ、歴史景観と調和した建物の外観への配慮・誘導、景観上重要な道路においては、無電柱化や高品質舗装などにより、中心市街地のシンボルとなる都市公園（史跡）として活用しながら、風格や歴史性を尊重した景観形成に努めます。また、二の丸からの岩手山眺望の保全を継承していきます。
- ・北山や河南地区の寺院群周辺は、歴史的雰囲気大切に形態意匠、建築物の配置や高さについて景観誘導します。
- ・紺屋町界隈、鉾屋町界隈などは、関連する事業や計画との調整を図りながら、現代に生きる暮らしの文化として保全活用し、その佇まいと調和した景観誘導、支援措置を推進します。
- ・地域に残る歴史的資産は、地域固有の生活文化の継承も含め景観の保全に努めます。



城下町としての成り立ち（盛岡城下古図絵）



落ち着いた佇まいの鉾屋町界隈

Ⅱ－４－４ 街路景観地域

(1) 特徴

街路は市街地での歩行者、自転車、自動車の動線軸であり、生活の中で日常的に接する公共空間であり、本市の景観全体の印象を左右する重要な要因となり、また、盛岡城と共に形成された城下の町割りで築造した街路には、周囲の特徴的な山の見通し景（ヴィスタ）が印象的な場所も多く、山や山並みなどのランドマークに向かって伸びる景観を形成していて、都市空間に方向性を与えています。

広域の幹線街路は、自動車交通が主体であり、多様な業種の沿道型サービス施設が立地しており、建築物の形態や意匠、色彩、屋外広告物など、多種多様な景観となっており、一定の整序感が求められます。

市街地の幹線街路は、市民にとっても身近なものであると共に、観光などで訪れる人にとって、歩いて感じる盛岡の景観を印象づけるものであり、これら街路景観は、建築物、ストリートファニチャー、電柱、屋外広告物、歩道、樹木、その他道路構造物などのデザイン、素材、色彩が一体となって構成されています。

また、「花と緑のガーデン都市づくり」が、市民、事業者及び行政の協働により進められ、ハンギング・バスケットなどにより、花と緑・賑わいと潤いにあふれ、まち並みが魅力あるものとなってきています。歴史的な街路は、城下町形成時からの街路であり、今日でも歴史的風情を残していますが、城下町盛岡を象徴付けるものであり、歴史的資源の保全や利活用、さらには歴史的景観を継承する新たな創造などが求められています。

(2) 景観形成の方向性

- ・広域の幹線道路は、植栽などによる緑化に配慮し、屋外広告物などに関しても秩序をもって設置するように景観誘導します。
- ・市街地の幹線街路は、賑わいのあるまちづくりに配慮した景観誘導支援をします。
- ・盛岡城と共に形成された城下の町割りや旧街道筋などの歴史的な街路は歴史性を大切に景観誘導支援をします。
- ・盛岡駅西口地区や盛岡南地区などの新市街地の街路は、区画整理事業上の方針や地区計画に即して景観誘導します。
- ・歩行者や自転車利用者にとって安全で快適な公共空間の創出に配慮した景観誘導をします。
- ・多様な要素から構成される街路は、それぞれのデザイン、素材、色彩及び配置などに配慮するよう景観誘導します。



四季の変化を感じる象徴的なイチョウ



街の顔としての公共空間



歴史的風情を伝える盛岡町家



寺町に調和した道路整備



市民に親しまれる環境の整備

Ⅱ－５ 景観形成促進地区に関する基本方針

地域固有の自然，歴史，佇まいを色濃く残す場所，公園や生活道路などの住民が日常的に愛着をもって接する身近な地域環境を活用し，住民の発意による景観からのまちづくりを積極的に進めようとする地域を対象に，より極めの細かい景観誘導を行うため，地域に暮らす方々の合意形成を図りながら以下の基本方針により景観形成を促進する地区として定めていきます。

基本方針

- ・ 地域の特徴を検証し，川や樹木などの身近な自然，周囲の山並みや歴史的建造物などに配慮した景観誘導を行います。
- ・ 閑静な佇まいを特徴とした住宅地，賑わいのある商店街，落ち着いた文教地区など一定の範囲を特徴づける地域環境に留意した景観誘導を行います。
- ・ 公園や生活道路などの公共空間を活かした景観誘導を行ないます。



明治橋際の舟橋跡



北山の寺院群

Ⅱ－6 景観重要建造物に関する基本方針

景観を構成する重要な要素として、盛岡を象徴する建造物を維持保全していくことは、すべての市民にとっても大切なことであり、盛岡固有の景観をまちの記憶として、次世代に継承していくことは現代に生きる私たちにとって重要な義務でもあります。

これらを踏まえ、本市における景観形成上重要な建造物の指定についての指定基準は次のとおりとします。

(1) 指定基準

- ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の景観形成に重要なものであること。
- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- ウ 時期的には、昭和初期を一応の区切りとする。なお、築後50年程度を経過し、景観上、特に優れているものについては、この限りでない。

(2) 運用方針

保存建造物を可能な限り景観重要建造物に指定する意図から、(1)のイ「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの」の解釈については、可能な範囲で広く捉えることとする。

この基本方針に基づき、平成24年に「盛岡ふれあい覆馬場プラザ アリーナ棟」を景観重要建造物に指定し、更に平成30年度には20件を指定しました。

今後も基本方針に従い、盛岡の良好なまち並みを形成する建造物等については指定を進めていきます。

景観重要建造物一覧

		
<p>1 盛岡ふれあい覆馬場プラザ</p>	<p>2 旧井弥商店</p>	<p>3 旧石井県令私邸</p>
		
<p>4 徳清</p>	<p>5 浜藤の酒蔵</p>	<p>6 旧盛岡貯蓄銀行</p>
		
<p>7 紺屋町番屋</p>	<p>8 旧宣教師館</p>	<p>9 原敬生家</p>
		
<p>10 莫産九</p>	<p>11 大泉寺本堂</p>	<p>12 円光寺本堂</p>
		
<p>13 東頭寺本堂</p>	<p>14 老梅院茶室</p>	<p>15 明治橋際の御蔵</p>



16 武田邸



17 川鉄



18 大慈寺山門



19 米内浄水場



20 南昌荘



21 塩重商店

景観重要建造物位置図



図の範囲外にある建造物の位置

19	上米内字中居 49	米内浄水場
----	-----------	-------

Ⅱ－７ 景観重要樹木に関する基本方針

長い歴史に育まれた樹木は、四季の変化により盛岡のまちに彩りを演出しています。これらの樹木によって身近に自然を感じることができるため、適切に保全管理していくことは景観にとってもかけがえのないことです。

このことから、本市における景観形成上重要な樹木の指定についての指定基準は次のとおりとします。

(1) 指定基準

- ア 地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- イ 道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。
- ウ 樹木にあっては1.5mの高さにおける幹の周囲が1m以上
- エ 高さが10m以上
- オ 株立ちした樹木では、高さが2.5m以上
- カ はん登性樹木にあっては、枝葉の面積が25㎡以上
- キ 生垣をなす樹木の集団では、その生垣の長さが25m以上

(2) 運用方針

保存樹木を可能な限り景観重要樹木に指定する意図から、(1)のイ「道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるもの」の解釈については、可能な範囲で広く捉えることとする。

この基本方針に基づき、平成27年4月1日付けで52件の樹木等を景観重要樹木に指定しました。今後も市民の方からの情報提供を得るなど制度の周知を図りながら、盛岡の良好なまち並みを形成する樹木については指定を進めていきます。

また、合併前の旧玉山村時代には、「玉山村文化財調査委員会」が旧玉山村に点在していた由緒深い樹木を調査し、27件の樹木を玉山村教育委員会に報告しています。これらの樹木は、景観重要樹木としての可能性をもつ貴重な樹木であることから、今後樹勢調査を実施するなどして、玉山地域の優れた自然景観の形成の促進に努めます。

景観重要樹木一覧

		
1 馬場町村井氏のイチョウ	2 天昌寺のスギ	3 天昌寺のケヤキ
		
4 下太田井上氏のドウダンツツジ生垣	5 夕顔瀬堂の前のケヤキ	6 永泉寺のケヤキ (右奥)
		
7 永泉寺のケヤキ (左手前)	8 永泉寺のアズマヒガン	9 永泉寺のカツラ
		
10 宿田の夫婦ケヤキ (左側)	11 宿田の夫婦ケヤキ (右側)	12 上小路のエゾエノキ
		
13 南大通佐々木氏のシダレカツラ	14 上の橋際のエゾエノキ	15 住吉神社のイチョウ

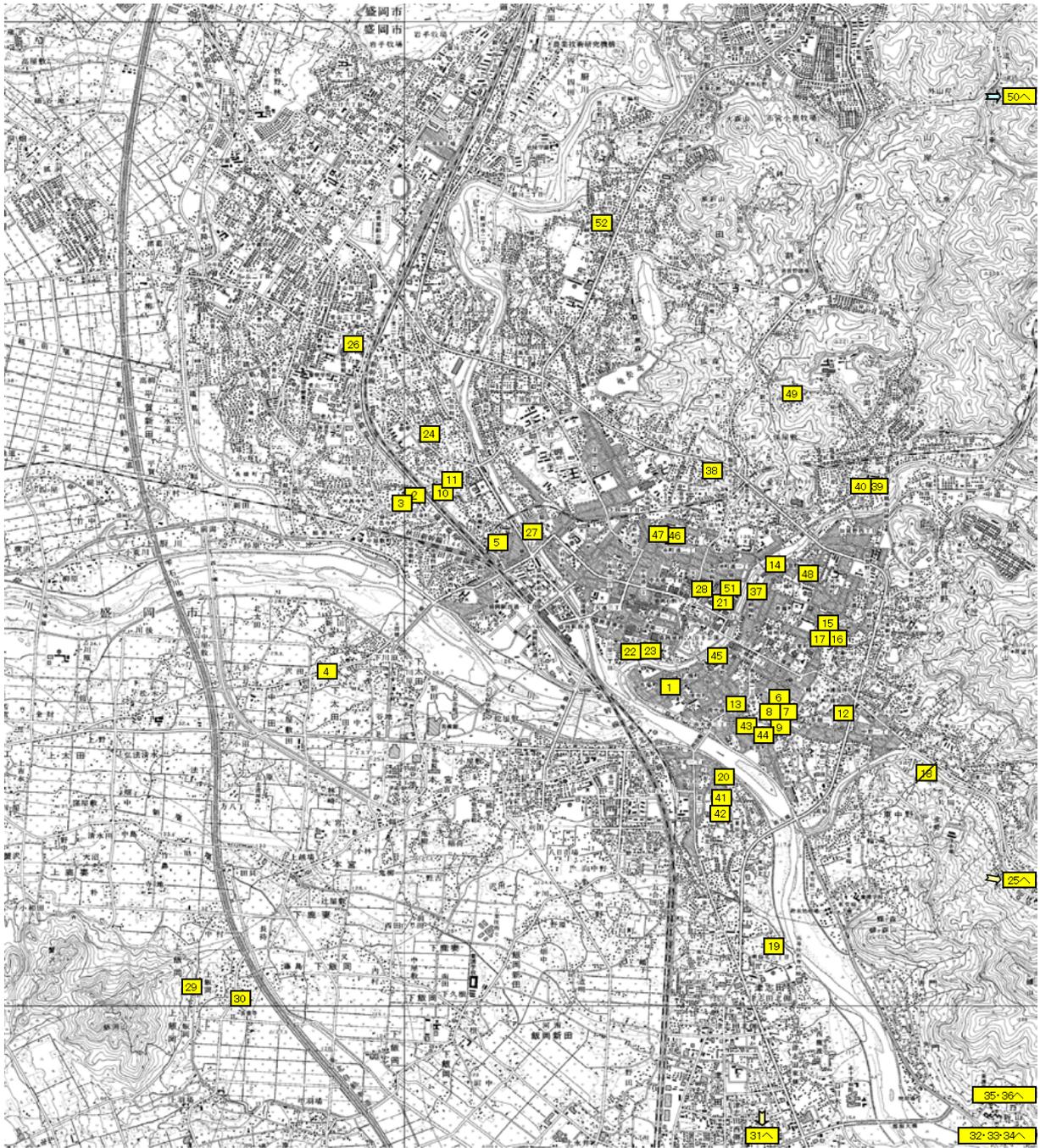
		
16 住吉神社のケヤキ	17 住吉神社のケヤキ	19 小鷹佐藤氏のキタゴヨウ
		
20 仙北町高屋稲荷のケヤキ	21 県合同庁舎前のユリノキ・ケヤキ群	22 岩手女子高校のケヤキ
		
	24 敵見ヶ森稲荷のケヤキ	25 川目吉田氏の千本カツラ
		
26 青山のポプラ	27 夕顔瀬橋際のケヤキ群	28 裁判所のモミ
		
29 秋葉神社のスギとモミ（右スギ・左モミ）	30 柄目のカツラ	31 清水寺のイチョウ

		
32 法領神社のハルニレとエゾエノキ	33 峰崎のカヤ	34 館林神社のスギ
		
35 板橋神社のスギ	36 大ヶ生妻ノ神のスギ（3本）	37 紺屋町長岡氏のシンジュとキツタ
		
38 教浄寺のコウヤマキ	39 山岸小のユリノキ・モミ・イチョウ群 (28本)	40 山岸小のノニレ
		
41 仙北小のプラタナス	42 仙北小のケヤキ群 (8本)	
		
44 大慈寺小のケヤキ	45 杜陵小のケヤキ	

		
47 仁王小のハナキササゲ	48 舞妓の藤	49 岩清水のケヤキ
		
50 米内のヤエビシダヒガ群(9本)	51 上の橋際のイチヨウ	52 旧奥州街道の松並木

- ※ 18 東中野片岡のアカマツは、枯渇により平成29年3月30日指定解除
 23 岩手女子高校のエゾエノキは、枯死により令和3年2月19日指定解除
 43 大慈寺小のノニレは、危険な樹木の判定による伐採により令和3年2月19日指定解除
 46 仁王小のケヤキは、倒木により令和3年2月19日指定解除

景観重要樹木分布図



図の範囲外にある樹木の位置

25	川目 4-57	川目吉田氏の千本カツラ
31	西見前 17-49	清水寺のイチヨウ
32	手代森 21-23-13	法領神社のハルレニとエゾエノキ
33	黒川 5-21	峰崎のカヤ
34	黒川 18-41	館林神社のスギ

35	大ヶ生 2 地割	板橋神社のスギ
36	大ヶ生 3 地割	大ヶ生妻ノ神のスギ
50	上米内字中居 49	米内のヤエベニシダレヒガン群

Ⅱ－８ 景観重要公共施設の景観形成に関する方針

景観形成上重要な要素となる主要な道路、河川、公園等公共施設については、景観形成を先導する景観形成地域や景観形成重点地域等における景観形成の方向性と調和が図られるよう、施設の構造やデザインに配慮するとともに、適切な施設配置等による快適な空間の確保等により良好な景観を形成する必要があることから、道路、河川、公園等の公共施設の管理者と協議のうえ、景観重要公共施設の整備に関する事項や占用許可等の基準を検討します。

Ⅱ－９ 屋外広告物に関する基本方針

屋外広告物による表示は、商業活動における情報提供、各施設への案内、危険場所の注意喚起など多種多様な目的に応じ多くの場所で行われ、私たちの日常生活の情報源としても欠かすことのできないものとなっています。一方で、屋外広告物の設置行為は、交通安全、生活環境、市街地の美しさなどの面から一定の設置基準を定め、人々の良好な生活と健全な諸活動との調和の下で行われる必要があります。本市では屋外広告物法及び盛岡市屋外広告物条例により屋外広告物を対象に規制を進めてきました。

しかし、経済情勢や生活様式などが変わる中で市街地における広告物の状況は、設置量の増加や大型屋外広告物の増加など広告手段の多様化が進み、改めて、安全、環境、景観面において改善しなければならない課題が発生してきています。特に近年、全国での広告物の落下事故を踏まえ、本市においても引き続き、安全管理の徹底のための取り組みを進めていくこととしています。

本市の景観政策では、安全確保への取り組みを重視するとともに、地域の特性を踏まえ、これら屋外広告物による景観的な影響を改善し、良好な景観の形成を促進していきます。これに加え、盛岡市屋外広告物条例に基づく規制誘導による景観形成を以下のとおり行います。

- ・表示又は設置をしてはいけない屋外広告物自体の基準や、表示又は掲出物件を設置してはいけない地域及び物件などについての基準を景観に配慮した上で設定します。
- ・屋外広告物については、位置、数量、高さ、表示面積、色彩、点滅する光源などの基準を設け、周辺景観と調和する景観形成の誘導を図ります。



Ⅱ－10 景観資産に関する基本方針

地域固有の資産は、その土地の歴史、風情、佇まいを伝え、その場所ではしか出会えない貴重な景観となっています。景観資産の周辺で景観に影響を与える行為を行う場合は、景観保全の配慮が重要であるため、本市における景観形成上重要な資産やその周辺での景観形成行為についての基本方針を以下のとおりとします。

1 景観資産は次の要件を備えているものとします。

- ・形態意匠に優れ地域のシンボリックな存在であり、良好な景観の形成に寄与するもの
- ・街角やアイストップ*1に位置するなど、地域の景観形成を図るうえで、重要な位置にあるもの
- ・市民に親しまれているもの
- ・公共の場所から容易に見ることができること

2 景観資産の周辺で建築物の建築などの景観形成行為を行う場合の配慮

- ・景観資産の重要性を尊重し、その特徴、歴史的な由来や場所性を十分に理解した上で、景観形成行為の位置、規模、形態、使用素材、色彩などに配慮する。



アイストップに位置する樹木



寺町に相応しい塀



城下町のなごりを感じるまち並み



貴重な歴史的建造物

*1 アイストップ

街路の行き止まり部分などで、建築物や樹木など視線を受ける物により景観上重要な印象を与える場所